(B)　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積7,500㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上

ｄ．用途　(3)⑧エ（A）ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

(C)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(D)　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

イ　工事種別　電気工事

(A)　配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

ａ．技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係る者に限る。））に合格した者。

ｂ．国土交通大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

(B)　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

ａ．規模　ア（Ｂ）ｂ．に同じ

ｂ．階数　ア（Ｂ）ｃ．に同じ

ｃ．用途　ア（Ｂ）ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　電灯設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

(C)　ア（Ｃ）に同じ。

(D)　ア（Ｄ）に同じ。

ウ　工事種別　管工事

(A)　配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が建設業法第15条第２号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(B)　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

ａ．規模　ア（Ｂ）ｂ．に同じ

ｂ．階数　ア（Ｂ）ｃ．に同じ

ｃ．用途　ア（Ｂ）ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　空気調和設備又は給排水設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

(C)　ア（Ｃ）に同じ。

(D)　ア（Ｄ）に同じ。

(5)　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。

①　文部科学省における令和３・４年度（2021・2022年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること、並びに文部科学省に対して令和５・６年度（2023・2024年度）における設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、令和５・６年度（2023・2024年度）における認定通知書を受領したときは速やかに同認定通知書の写しを提出すること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。なお、令和５・６年度（2023・2024年度）における認定通知書の写しは、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに提出しなかった応募者の入札は無効とする。

②　建築士法第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が行う場合は、いずれの工事監理企業においても①及び②を満たしている者であること。

④　「分担業務分野」は、下のアからエに掲げる分類によること。なお、下に掲げる分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア　建築分野　平成31年国土交通省告示第98号別添一第１項第二号ロ(1)において示される「設計の種類」における「総合」に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

イ　構造分野　同上「構造」に係るもの

ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

⑤　次に示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　管理技術者については、工事監理業務の技術上の管理及び統括に関する業務

イ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を統括する業務

⑥　管理技術者、建築主任担当技術者は、同一の工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑦　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１　一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑧　次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。なお、管理技術者は前掲(3)⑤の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。

ア　平成14年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での実績に限る。

イ　平成14年４月１日以降の業務実績とは、平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに業務の契約履行が完了した次のエに示す実績をいう（施設の完成及び引渡しが完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）。